

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和八年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第七十一条の二十四第一項に規定する業務報告書のうち、次の各号に掲げる書面の提出期日は、この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十九条第二項及び第五項並びに第四百三条第二項並びに第二百十条の十第二項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内とする。
- 一 新規則第五十九条第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
 - 二 新規則第五十九条第五項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
 - 三 新規則第四百十三條第二項に掲げる日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
 - 四 新規則第二百十条の十第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

第三条 法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、令和八年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

一 新規則第五十九条の二第一項第三号ロ(10)に掲げる事項

二 新規則第五十九条の二第一項第五号ニに掲げる事項

三 新規則第五十九条の三第一項第二号ロ(7)に掲げる事項

四 新規則第五十九条の三第一項第三号ハに掲げる事項

五 新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ(7)に掲げる事項

六 新規則第二百十条の十の二第一項第四号ハに掲げる事項

第四条 令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類のうち前項各号に掲げる事項に係る部分については、新規則第五十九条の四第一項、第百四十三条の三第一項及び

第二百十條の十の三第一項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内にその縦覧を開始するものとする。